

「平成 21 年度改正東京都環境確保条例に関する意見交換会（2009.4.7 開催）」質疑応答

* 質問者：環境対策委員会委員および関東・甲信越支部委員

* 回答者：東京都環境局 都市地球環境部 副参事（温暖化対策担当） 岡部 祐一氏
総量削減課 制度調整担当係長 山内 真氏

（デベロッパーM社）

【Q1】テナントのガス使用量について、個別契約分は建物管理者も把握し申請するのか（確認）。またその場合、証明書等の発行が供給会社である東京ガスより開示されるのか。

回答（山内氏）

テナントの個別契約によるガス使用量も算定対象になる。基本的にはテナントからの情報提供を拠り所とする。過去の使用量については、現在東京都と東京ガスで協議中であるが、依頼があれば東京ガスより証明書が発行される予定。手数料がかかる。6月の説明会にて詳細を案内する予定である。

（施設管理会社J社）

【Q2】テナントのガス使用量は、これまでは把握していない。過去5年分全て合算するのは、大変な作業負担になる。

回答（山内氏）

基本的には算定してほしい。但し、既に退店したテナントや現実的にデータ収集が不可能である場合は、「過去使用分も現状とみなす」として算定してほしい。実際の細かなルールは、8月に発表予定の「排出量算定ガイドライン」を参照して頂きたい。

（副委員長）

テナントのガス使用量は、個人情報の関係でビルオーナーには開示されていなかった。

（委員長）

【Q3】過去5年間のデータと遡って把握するのは大変である。東京都と東京ガスで調整し、データ開示は統一様式にして頂きたい。

回答（山内氏）

現在、東京ガス(株)、東京電力(株)と話し合い中であるが、統一管理にしたいと思っている。

（デベロッパーS社）

【Q4】事業所の推進体制について、統括管理者の要件を具体的に伺いたい。外部委託してもよいか。またエネルギー管理士、エネルギー管理員について伺いたい。

回答（山内氏）

統括管理者は、地球温暖化に関する当事業者のエネルギー量の把握、従業員へ温暖化対策に関する指導および監督、当該事業所に関する指定地球温暖化対策事業者への意見・申し出等が業務である。資格は必要ないが、地球温暖化に関する部署に所属し、実質的な権限を持つリーダーで、総量削減義務を負う企業の所属者が望ましい。エネルギー管理員は1日講習で取得できる簡易な資格なので、技術管理者には該当しない。

(デベロッパーT社)

【Q5】技術管理者は複数の事業所を兼務できるのか、外部委託の場合も複数事業所の兼務は可能か。

回答(山内氏)

兼務は‘ある程度’は可能。その範囲は現在検討中で、6月の地球温暖化指針にて記す予定。おそらく事業所数の上限がその範囲になる。

(アミューズメントB社)

【Q6】特定テナントと、中小(特定テナントでない)テナントを複数所有の場合、特定テナントとしての計画書の提出と、中小テナント合算分の「地球温暖化対策報告書」の両者の提出が必要になるのか。

回答(岡部氏)

特定テナントとして計画書提出の義務がある。中小テナントについては、特定テナントを除いた事業所の合算エネルギー使用量が3000kI/年以上である場合に「地球温暖化対策報告書」の届出義務がある。

(アミューズメントB社)

【Q7】ホールディング会社が所有するグループ会社のオフィス等のエネルギー使用量の届出は、ホールディング会社が合算して申告するのか。

回答(岡部氏)

ビル所有者が一義的に届出書を提出する。

(デベロッパーR社)

【Q8】基準排出量の検証について具体的に伺いたい。検証期間や、排出量算出にあたって証拠は必要か。

また、テナントのガス使用量個別契約分については、今年度よりテナントと「ガス使用量承諾書」を交わしている。

ただし、過去五年分は殆ど無理なのではないだろうか。東京都と東京ガスで情報開示承諾など取り決めてほしい。

回答(山内氏)

証明として、過去のエネルギー使用書の伝票が必要になる。また事業所の範囲の確認として、受電原の電気の流れが分かる図、建物所有者がわかる資料。まずは事業所の範囲を確定し、続いてエネルギー使用量の証明として伝票が必要。伝票は原本の写し(エネルギー供給会社の印鑑部分があるものが部分)可。検証の具体的な方法については、6月発行予定の「排出量算定ガイドライン」を参照して頂きたい。検証の登録機関は東京都では、現在未登録であるが、環境省の登録機関等を東京都でも登録していく予定。さらに省エネコンサル系も認める予定ではある。

(デベロッパーC社)

【Q9】削減義務率(第1計画期間)の「I-1」「I-2」の違いはなにか。

回答(山内氏)

地域冷暖房区域外は自動的にI-1。地域冷暖房から供給されるエネルギーが、当該事業所の全エネルギー使用量のうち20%以上(原油換算)であれば、I-2(6%)に該当する。

(デベロッパーM社)

【Q10】検針日が、月末にならない場合もあるが、年度の使用量はバウチャーの検針日をもって算定するのか。

回答(山内氏)

検針日のずれ等は多々あることである。3月分とみなしたエネルギー使用量を算定してよい。

(委員長)

【Q11】都外クレジットは、1/3ではなく全て認めてもよいのではないか。さらに大規模事業所の超過削減量は同一事業者間の取引が認められることから、所有する都外施設との取引は制限がないと認識してよいか。

回答(山内氏)

ここでいう大規模とは都内の大規模施設であるので、都外の大規模施設と取引する場合は1/3の制限がある。

(委員長)

【Q12】(駅ビルなど)商業施設内に公共目的の貫通路がある場合、この部分のエネルギー使用量はどうか。

回答(山内氏)

事業所のバウンダリー範囲に関することであるが、担当者と協議するので持ち帰りとしてほしい。

(副委員長)

【Q13】「再生可能エネルギーの定義」が曖昧で分かりにくい。この読み方について教えてほしい。(配布資料『別紙2』参照)。とくに「グリーン電力証書」はなにを持って定義をしているのか、早めに決めてほしい。

回答(山内氏)

太陽光発電や風力発電について制限はない。バイオマスは制限が加えられる可能性がある。これはバイオマスと化石の混合発電の場合、混合比が半分程度であれば相当量のCO₂が排出されているので精査の必要があり、場合によっては認められなくなる。グリーン電力についても同様。水力発電や風力は合わせて10000kWを超える場合は認められないと予想される。6月頃までにはきめていきたい。

(デベロッパーT社)

【Q14】環境の取り組みから、「屋外庭園緑化」は評価の対象になるか。

回答(山内氏)

「緑化」に特化して評価することはない。省エネされているのであれば、削減量として現れると思われる。

以上